

中小企業再生支援スキーム 新旧対照表

(改訂後)	(改訂前)
<p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 全国本部又は協議会による再生計画策定支援の開始と個別支援チームの編成 <u>(1) 全国本部の統括事業再生プロジェクトマネージャー又は協議会の統括責任者</u> (以下「<u>全国本部又は協議会の統括責任者等</u>」という。)が、窓口相談段階で把握した債務者の状況を基に、全国本部又は協議会が再生計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、債務者及び全国本部又は協議会は、主要債権者に対し、債務者の財務及び事業の状況並びに再生可能性を説明し、主要債権者の意向を確認する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主要債権者の同意が得られた場合には、全国本部が再生計画の策定支援を行う場合 (以下「<u>全国本部が行う場合</u>」という。)においては、全国本部の<u>統括事業再生プロジェクトマネージャー</u>は、全国本部が再生計画の策定を支援することを決定し、協議会が再生計画の策定支援を行う場合 (以下「<u>協議会が行う場合</u>」という。)においては、協議会の統括責任者は、協議会の会長と協議の上、協議会が再生計画の策定を支援することを決定する。</p> <p>(4) 全国本部が行う場合においては、全国本部の<u>統括事業再生プロジェクトマネージャー</u>は、<u>中小企業再生支援全国本部事務局事業承継・再生支援部長</u> (以下「<u>事業承継・再生支援部長</u>」という。)の了承を得て、全国本部の<u>統括事業再生プロジェクトマネージャー</u>や<u>副統括事業再生プロジェクトマネージャー</u>、<u>事業再生プロジェクトマネージャー</u>の他、中小企業診断士、弁護士、</p>	<p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 全国本部又は協議会による再生計画策定支援の開始と個別支援チームの編成 <u>(1) 全国本部又は協議会の統括責任者</u>が、窓口相談段階で把握した債務者の状況を基に、全国本部又は協議会が再生計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、債務者及び全国本部又は協議会は、主要債権者に対し、債務者の財務及び事業の状況並びに再生可能性を説明し、主要債権者の意向を確認する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主要債権者の同意が得られた場合には、全国本部が再生計画の策定支援を行う場合 (以下「<u>全国本部が行う場合</u>」という。)においては、全国本部の<u>統括責任者</u>は、全国本部が再生計画の策定を支援することを決定し、協議会が再生計画の策定支援を行う場合 (以下「<u>協議会が行う場合</u>」という。)においては、協議会の統括責任者は、協議会の会長と協議の上、協議会が再生計画の策定を支援することを決定する。</p> <p>(4) 全国本部が行う場合においては、全国本部の<u>統括責任者</u>は、<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構事業再生支援センター長</u> (以下「<u>センター長</u>」という。)の了承を得て、全国本部の<u>統括責任者</u>や<u>統括責任者補佐</u>の他、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家等から構成される個別支援チームを、全国本部内の組織として編成し、再生計画の策定を支援する。</p>

<p>公認会計士、税理士等の専門家等から構成される個別支援チームを、全国本部内の組織として編成し、再生計画の策定を支援する。</p> <p>また、協議会が行う場合においては、協議会の統括責任者は、協議会の会長の了承を得て、協議会の統括責任者や統括責任者補佐の他、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家等から構成される個別支援チームを、協議会の全体会議の下部組織として編成し、再生計画の策定を支援する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 私的整理の開始</p> <p>(1) 主要債権者と全国本部又は協議会の統括責任者等は、次の各点について協議・検討して、「一時停止」の通知を発するのが相当かどうかを判断する。主要債権者が複数であるときは、一時停止の通知を発するかどうかの判断は、主要債権者全員の合意により行う。</p> <p>① 第1項の要件を備えるかどうか。</p> <p>② 再生計画案につき対象債権者の同意を得られる見込みがあるかどうか。</p> <p>③ 再生計画案の実行可能性があるかどうか。</p> <p>(2) 主要債権者が本項(1)により、一時停止の通知を発するのが相当であると判断したときは、主要債権者、債務者及び全国本部又は協議会の統括責任者等は連名にて、対象債権者全員に対して、その通知を発する。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 一時停止の通知を発するかどうかの判断は迅速に行うものとし、主要債権</p>	<p>また、協議会が行う場合においては、協議会の統括責任者は、協議会の会長の了承を得て、協議会の統括責任者や統括責任者補佐の他、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家等から構成される個別支援チームを、協議会の全体会議の下部組織として編成し、再生計画の策定を支援する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 私的整理の開始</p> <p>(1) 主要債権者と全国本部又は協議会の統括責任者は、次の各点について協議・検討して、「一時停止」の通知を発するのが相当かどうかを判断する。主要債権者が複数であるときは、一時停止の通知を発するかどうかの判断は、主要債権者全員の合意により行う。</p> <p>① 第1項の要件を備えるかどうか。</p> <p>② 再生計画案につき対象債権者の同意を得られる見込みがあるかどうか。</p> <p>③ 再生計画案の実行可能性があるかどうか。</p> <p>(2) 主要債権者が本項(1)により、一時停止の通知を発するのが相当であると判断したときは、主要債権者、債務者及び全国本部又は協議会の統括責任者は連名にて、対象債権者全員に対して、その通知を発する。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 一時停止の通知を発するかどうかの判断は迅速に行うものとし、主要債権</p>
--	---

者がその通知を発しないのを相当と判断したときは、速やかにその旨を全国本部又は協議会の統括責任者等及び債務者に回答する。なお、一時停止の通知を発しないとの判断は、本スキームによる私的整理を開始しないとの判断を意味する。

5、6. (略)

7. 再生計画検討委員会

(1) 全国本部が行う場合においては、第1回債権者会議における再生計画検討委員会の設置の要請に基づき、事業承継・再生支援部長は、機構の下部組織として、かつ、全国本部とは独立して再生計画検討委員会を設置する。

また、協議会が行う場合においては、第1回債権者会議における再生計画検討委員会の設置の要請に基づき、協議会の会長は、全国本部に対し再生計画検討委員会の設置を要請し、全国本部は、その下部組織として再生計画検討委員会を設置する。

(2) 再生計画検討委員会の構成等

①～④ (略)

⑤ 全国本部が行う場合においては、事業承継・再生支援部長が検討委員会を設置したときは、委員長は機構にその旨を報告する。また、協議会が行う場合においては、全国本部は、検討委員会を設置し、委員長及び委員を委嘱したときは、協議会の会長及び認定支援機関の長にその旨を報告し、認定支援機関の長は、管轄の経済産業局長（沖縄総合事務局長）に報告する。（別紙様式1）

⑥ (略)

(3)、(4) (略)

者がその通知を発しないのを相当と判断したときは、速やかにその旨を全国本部又は協議会の統括責任者及び債務者に回答する。なお、一時停止の通知を発しないとの判断は、本スキームによる私的整理を開始しないとの判断を意味する。

5、6. (略)

7. 再生計画検討委員会

(1) 全国本部が行う場合においては、第1回債権者会議における再生計画検討委員会の設置の要請に基づき、センター長は、機構の下部組織として、かつ、全国本部とは独立して再生計画検討委員会を設置する。

また、協議会が行う場合においては、第1回債権者会議における再生計画検討委員会の設置の要請に基づき、協議会の会長は、全国本部に対し再生計画検討委員会の設置を要請し、全国本部は、その下部組織として再生計画検討委員会を設置する。

(2) 再生計画検討委員会の構成等

①～④ (略)

⑤ 全国本部が行う場合においては、センター長が検討委員会を設置したときは、委員長は機構にその旨を報告する。また、協議会が行う場合においては、全国本部は、検討委員会を設置し、委員長及び委員を委嘱したときは、協議会の会長及び認定支援機関の長にその旨を報告し、認定支援機関の長は、管轄の経済産業局長（沖縄総合事務局長）に報告する。（別紙様式1）

⑥ (略)

(3)、(4) (略)

<p>8～11. (略) (別紙) (略)</p> <p>(別紙様式1)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 理事長 ●●●● 殿 (中小企業再生支援協議会会長 殿 認定支援機関の長 殿)</p> <p style="text-align: center;">(債務者名)再生計画検討委員会 委員長 (<u>中小企業再生支援全国本部事務局</u> <u>事業承継・再生支援部長</u>)</p> <p style="text-align: center;">再生計画検討委員会の設置に関する報告書</p> <p>「中小企業再生支援スキーム」に基づき、(債務者名)再生計画検討委員会を設置しましたので、報告します。</p> <p>1. 債務者 住所 名称 代表者氏名</p> <p>2. 主要債権者 (※記載例：○○銀行○○支店)</p>	<p>8～11. (略) (別紙) (略)</p> <p>(別紙様式1)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 理事長 ●●●● 殿 (中小企業再生支援協議会会長 殿 認定支援機関の長 殿)</p> <p style="text-align: center;">(債務者名)再生計画検討委員会 委員長 印 (<u>中小企業再生支援全国本部</u> <u>(印)</u>)</p> <p style="text-align: center;">再生計画検討委員会の設置に関する報告書</p> <p>「中小企業再生支援スキーム」に基づき、(債務者名)再生計画検討委員会を設置しましたので、報告します。</p> <p>1. 債務者 住所 名称 代表者氏名</p> <p>2. 主要債権者 (※記載例：○○銀行○○支店)</p>
--	---

3. 再生計画検討委員会の委員長及び委員

委員長

住所

氏名 (※記載例：弁護士 ○○○○、公認会計士 ○○○○)

委員

住所

氏名

住所

氏名

4. 設置日

令和 年 月 日

(別紙様式2)

令和 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 ●● ●● 殿

(中小企業再生支援協議会会長 殿

認定支援機関の長 殿)

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長

(中小企業再生支援全国本部事務局

事業承継・再生支援部長)

再生計画検討委員会の確認書交付に関する報告書

3. 再生計画検討委員会の委員長及び委員

委員長

住所

氏名 (※記載例：弁護士 ○○○○、公認会計士 ○○○○)

委員

住所

氏名

住所

氏名

4. 設置日

令和 年 月 日

(別紙様式2)

令和 年 月 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

理事長 ●● ●● 殿

(中小企業再生支援協議会会長 殿

認定支援機関の長 殿)

(債務者名)再生計画検討委員会

委員長 印

(中小企業再生支援全国本部)

(印)

再生計画検討委員会の確認書交付に関する報告書

「中小企業再生支援スキーム」に基づき設置した（債務者名）再生計画検討委員会が、（債務者名）の再生計画案について、別紙のとおり確認書を交付しましたので報告します。

「中小企業再生支援スキーム」に基づき設置した（債務者名）再生計画検討委員会が、（債務者名）の再生計画案について、別紙のとおり確認書を交付しましたので報告します。

（債務者宛に交付した「別紙様式3」の写しを別紙として添付する。）

（債務者宛に交付した「別紙様式3」の写しを別紙として添付する。）

（別紙様式3）

（別紙様式3）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

[債務者]

[債務者]

住所
名称
代表者氏名 殿

住所
名称
代表者氏名 殿

（債務者名）再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名（※記載例：弁護士 ○○○○）
委員
住所
氏名
住所
氏名

（債務者名）再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名（※記載例：弁護士 ○○○○） 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

「中小企業再生支援スキーム」の適用に関する確認書

「中小企業再生支援スキーム」の適用に関する確認書

「中小企業再生支援スキーム」に従って作成された貴社の再生計画案について、以下の確認を行いました。

1. 債務者

住所

名称

2. 主要債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 確認事項

調査の結果、再生計画案に関して調査報告書のとおり特段の問題は認められませんでした。また、次の事項について確認を行いました。

- ① 「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 「中小企業再生支援スキーム」の別紙「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。

(別紙様式4)(9.(3)③該当の場合)

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書

「中小企業再生支援スキーム」に従って作成された貴社の再生計画案について、以下の確認を行いました。

1. 債務者

住所

名称

2. 主要債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 確認事項

調査の結果、再生計画案に関して調査報告書のとおり特段の問題は認められませんでした。また、次の事項について確認を行いました。

- ① 「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 「中小企業再生支援スキーム」の別紙「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。

(別紙様式4)(9.(3)③該当の場合)

令和 年 月 日

租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書

(住所)
(保証人名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇)
委員
住所
氏名
住所
氏名

下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債務者：(住所) (債務者名)

贈与財産：(資産の種類) (所在地等) (数量)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- (3) 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う。

(住所)
(保証人名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債務者：(住所) (債務者名)

贈与財産：(資産の種類) (所在地等) (数量)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- (3) 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う。

- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をする事が定められていること。
- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。
- (8) 当該債務者が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。
- (9) 貴殿が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。
- (10) 当該債務者が、(7)の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。
- (11) (7)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をする事が定められていること。
- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。
- (8) 当該債務者が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。
- (9) 貴殿が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。
- (10) 当該債務者が、(7)の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。
- (11) (7)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

<p>と。</p> <p>(別紙様式5)(9.(3)③該当の場合)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書</p> <p>(住所) (保証人名)</p> <p style="text-align: center;">(債務者名)再生計画検討委員会 委員長 住所 氏名(※記載例:弁護士〇〇〇〇) 委員 住所 氏名 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第67条の5の2の適用に関する確認書</p> <p>下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。</p> <p>なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。</p>	<p>と。</p> <p>(別紙様式5)(9.(3)③該当の場合)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書</p> <p>(住所) (保証人名)</p> <p style="text-align: center;">(債務者名)再生計画検討委員会 委員長 住所 氏名(※記載例:弁護士〇〇〇〇) 印 委員 住所 氏名 印 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第67条の5の2の適用に関する確認書</p> <p>下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用のため、以下の点につき確認を行いました。</p> <p>なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。</p>
---	---

債務者：(住所) (債務者名)

贈与財産：(資産の種類) (所在地等) (数量)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をする事が定められていること。
- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。
- (8) 当該債務者が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものであり、当該内国法人が

債務者：(住所) (債務者名)

贈与財産：(資産の種類) (所在地等) (数量)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をする事が定められていること。
- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び(6)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれていること。
- (8) 当該債務者が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものであり、当該内国法人が

平成28年3月31日以前に、以下のいずれにも該当していないこと。

- (イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人
- (ロ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人
- (ハ) 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第7項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とするものに限る）を実施している会社

(9) 貴殿が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。

(10) 当該債務者が、(7)の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。

(11) (7)の資産は、貴殿の有する資産（有価証券を除く。）であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

(別紙様式6)

令和 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合)

(住所)

(債務者名)

平成28年3月31日以前に、以下のいずれにも該当していないこと。

- (イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人
- (ロ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人
- (ハ) 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第7項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とするものに限る）を実施している会社

(9) 貴殿が、(6)の保証債務の一部の履行があった時点及び(7)の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。

(10) 当該債務者が、(7)の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。

(11) (7)の資産は、貴殿の有する資産（有価証券を除く。）であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。

(別紙様式6)

令和 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合)

(住所)

(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇)
委員
住所
氏名
住所
氏名

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債権者：

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- (3) 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う(資産評価の詳細については別添のとおり)。
- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例：弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項の要件を満たす者です。

債権者：

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

確認事項：

- (1) 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評価が行われていること。
- (3) 資産評価に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評価は公正な価額により行う(資産評価の詳細については別添のとおり)。
- (4) 当該再生計画に、(3)の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同

項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をする事。

(別紙様式7)

令和 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)

(住所)

(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇〇)
委員
住所
氏名
住所
氏名

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第1号の要件を満たす者です。

債権者:

項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をする事。

(別紙様式7)

令和 年 月 日

租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)

(住所)

(債務者名)

(債務者名)再生計画検討委員会
委員長
住所
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇〇) 印
委員
住所
氏名 印
住所
氏名 印

貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第1号の要件を満たす者です。

債権者:

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

確認事項：

- (1) 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う(資産評定の詳細については別添のとおり)。
- (4) (2)の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- (5) 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をする事。
- (6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。

(別添)

(単位：円)

資産科目	簿価	評価額	評価損
建物	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
建物附属設備			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

確認事項：

- (1) 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う(資産評定の詳細については別添のとおり)。
- (4) (2)の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- (5) 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をする事。
- (6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。

(別添)

(単位：円)

資産科目	簿価	評価額	評価損
建物	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
建物附属設備			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
〇〇〇			
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(別紙様式8)

令和 年 月 日

[債務者]

住所
名称
代表者氏名 殿

(債務者名) 再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名

委員

住所

氏名

住所

氏名

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律第17条に適用に関する確認書

下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第2号の要件

(別紙様式8)

令和 年 月 日

[債務者]

住所
名称
代表者氏名 殿

(債務者名) 再生計画検討委員会

委員長

住所

氏名

印

委員

住所

氏名

印

住所

氏名

印

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律第17条に適用に関する確認書

下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の適用のため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条の2第1項第2号の要件

を満たす者です。

1. 債務者

住所

名称

2. 債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 確認事項

- ①本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- ⑤被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をする事。
- ⑥当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている法人であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人であること。

を満たす者です。

1. 債務者

住所

名称

2. 債権者

(※記載例：〇〇銀行〇〇支店)

3. 確認事項

- ①本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- ⑤被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をする事。
- ⑥当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている法人であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人であること。